

障害者 福祉情報

130号 2012年2月

編集・発行

社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会

〒816-0804 春日市原町3丁目1番地7

クローバープラザ

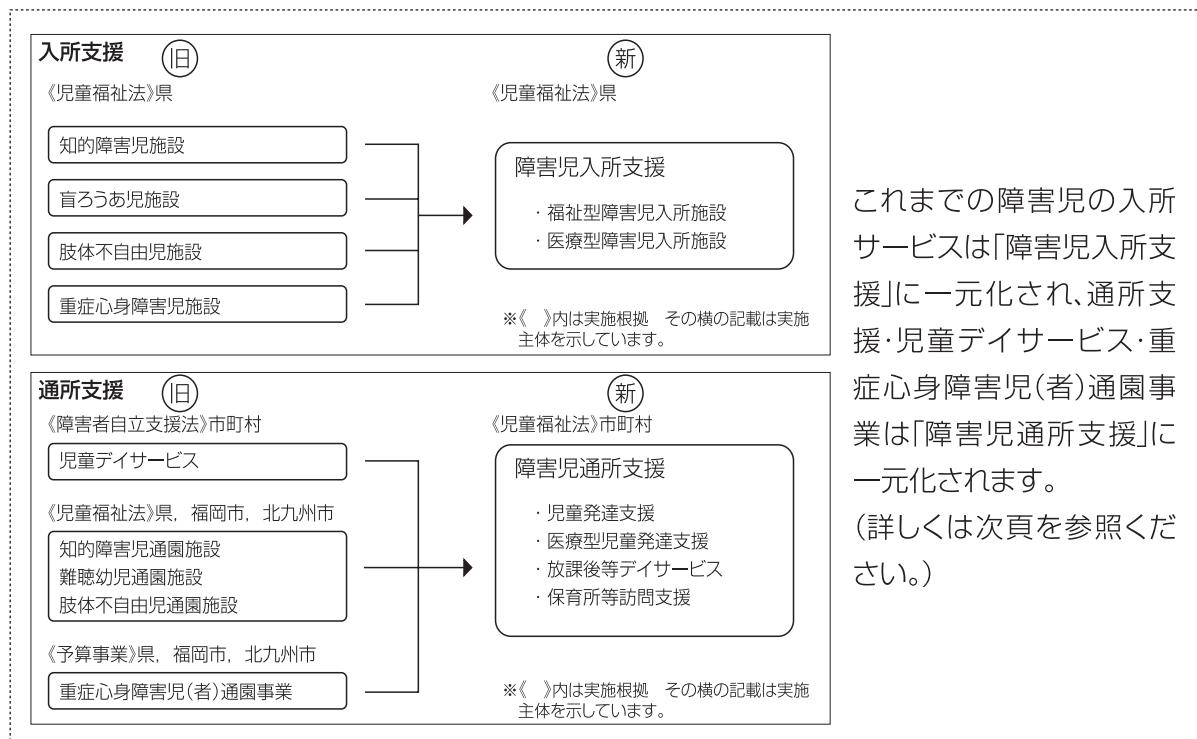
TEL 092-584-3330 FAX 092-584-3319

http://www.cloverplaza.or.jp/shakyou/sho/sho_index.htm

4月から障害児の福祉制度が変わります

児童福祉法等の改正により、平成24年4月から、障害児施設・事業の体系が変わります。

これに伴い、4月以降に新たにサービスを受ける方、重症心身障害児(者)通園事業を利用されている方、18歳以上の障害児施設入所者の方は、新たな手続きが必要となりますので、ご注意ください。

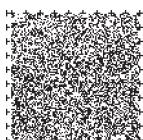


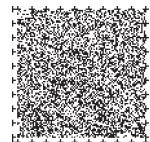
これまでの障害児の入所サービスは「障害児入所支援」に一元化され、通所支援・児童デイサービス・重症心身障害児(者)通園事業は「障害児通所支援」に一元化されます。

(詳しくは次頁を参照ください。)

もくじ／通巻130号

- ・ 障害児支援制度の改正について……………1～3
- ・ 「ふくおか・まごころ駐車場」制度開始……………4
- ・ 社会福祉施設を対象とした防災訓練を実施ほか……………5～7
- ・ 「福岡県障害者福祉情報ハンドブック2012」のご案内……………8





■ 主な改正の内容

1 入所サービスが「障害児入所支援」に一元化

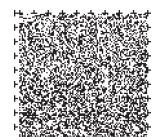
- 知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設として障害種別に分かれていた障害児の入所サービスは、障害の重複化等を踏まえ、複数の障害に対応できるよう**障害児入所支援**に一元化されました。
- 18歳以上の障害児施設入所者については、他の大人の障害者と同様、年齢等に応じた適切なサービスが受けられるようにするため、障害者施策（障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス）により対応することになります（実施主体は市町村）。
- 障害児入所支援の対象に、精神に障害のある児童（発達障害児を含む。）も含まれました。

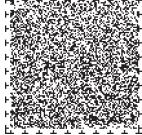
2 通所支援、児童デイサービス、重症心身障害児（者）通園事業が「障害児通所支援」に一元化

- これまでの通所支援、児童デイサービス、重症心身障害児（者）通園事業について、障害種別による区分をなくし、**児童発達支援**、**医療型児童発達支援**に一元化されるとともに、新たに学齢期における支援の充実を図るための**放課後等デイサービス**、保育所等を訪問し専門的な支援を行うための**保育所等訪問支援**が創設されました。また通所支援に係る給付の実施主体は市町村になりました。

児童発達支援	未就学の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	未就学の障害児に児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害児に、授業の終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行ないます。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

- 障害児通所支援の対象に、精神に障害のある児童（発達障害児を含む。）も含まれました。なお、療育手帳等の有無は問わず、児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象となります。
- 障害児が受けるサービスの利用計画を作成するため、**障害児相談支援事業**が創設されました（障害児通所支援を利用する全ての障害児が対象になりますが、相談支援の提供体制の整備が必要なため、平成24年度から段階的に実施し、平成26年度までにすべての対象者に実施されます。）。
- 重症心身障害児（者）通園事業については、これまで予算補助事業として実施されてきましたが、法定化され恒久的な事業として位置づけられました。このことにより18歳未満の障害児については、児童発達支援、放課後等デイサービスの対象として、18歳以上の障害者については、障害者自立支援法の障害福祉サービス（生活介護等）の対象となります。
- 重症心身障害児（者）通園事業の法定化への移行に当たっては、重症心身障害児（者）には、児者一貫した支援が必要とされていることを踏まえ、**児童発達支援と障害福祉サービス**を一体的に実施できるようにする特例的な取り扱いがなされます。





■ 障害児入所支援等の利用にあたって

18歳未満の場合

- 障害児入所支援の利用を希望する場合は、児童相談所に給付費の支給申請を行います。児童相談所から入所給付決定を受けたら、障害児入所支援を行う指定施設と契約を結び、支援を受けます。
- 施行日（平成24年4月1日）に、改正前の児童福祉法の障害児施設給付費（入所に限る。）の支給決定を受けている場合は、改正後の児童福祉法の入所給付決定を受けているものとみなされます。このみなし入所給付決定の有効期間は、支給決定の有効期間の残存期間と同一となります

18歳以上の場合

- 継続して障害福祉サービスを利用する場合は、施行日（平成24年4月1日）までに市町村に申出を行うことにより、障害程度区分の認定等を省略して、市町村から支給決定を受けることができます。
- 給付費の実施主体は、障害児施設入所者が引き続いて入所する場合は、原則として、当該入所者が18歳となる日の前日の保護者の居住地の市町村となります。

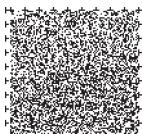
また、18歳以降に重症心身障害児施設に新たに入所した場合は、当該入所者の入所前の居住地の市町村となります。

■ 障害児通所支援の利用にあたって

- 障害児通所支援の利用を希望する場合は、市町村に給付費の支給申請を行います。市町村から通所給付決定を受けたら、指定施設・事業所と契約を結び、支援を受けます。
- 施行日（平成24年4月1日）に、改正前の児童福祉法の障害児施設給付費（通所に限る。）又は改正前の障害者自立支援法の児童デイサービスの支給決定を受けている場合は、改正後の児童福祉法の通所給付決定を受けているものとみなされますので、市町村への支給申請は不要です。このみなし通所給付決定の有効期間は、支給決定の有効期間の残存期間と同一となります。

■ 重症心身障害児（者）通園事業から移行するサービスの利用にあたって

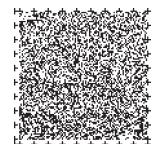
- 重症心身障害児（者）を対象とする通園事業の利用を希望する場合は、市町村に給付費の支給申請を行います。市町村から給付決定を受けたら、指定施設・事業所と契約を結び、支援を受けます。
- 18歳以上の方は**生活介護**、就学児については**放課後等デイサービス**、未就学児童については**児童発達支援**による支援を受けることとなります。
- これまでの重症心身障害児（者）通園事業に係る利用決定については効力を失うため、上記の支給申請を新たに行う必要があります。



【問合せ先】福岡県福祉労働部障害者福祉課	TEL 092-643-3264	FAX 092-643-3304	
大牟田児童相談所	TEL 0944-54-2344	久留米児童相談所	TEL 0942-32-4458
田川児童相談所	TEL 0947-42-0499	京築児童相談所	TEL 0979-84-0407
福岡児童相談所	TEL 092-586-0023	宗像児童相談所	TEL 0940-37-3255

障害者・高齢者・妊産婦の方などのための 「ふくおか・まごころ駐車場」制度

2月15日(水)から開始



福岡県では、障害者等用駐車場の適正利用のため、障害のある方や高齢の方、妊産婦等の皆さんに「ふくおか・まごころ駐車場」利用証を交付し、商業施設や公共施設などの県と協定を結んだ協力施設の駐車場を利用する際、その利用証を車内に掲示していただく事業を開始しました。

利用証は、対象となる方が運転又は同乗されている場合にご利用いただけます。

利用証をご希望の方は、下記事項を確認のうえ、最寄りの窓口に申請してください。



利用証（緑・赤・オレンジ）



利用証は、対象者により色が違います。ルームミラーにかけて使用してください。

緑色（身体・知的・精神障害者、高齢者、難病者）

赤色（車いす常時利用の身障者で自ら運転する人）

オレンジ色（妊産婦・けが人）



駐車場はこのステッカー（緑）が目印です。

[対象]

①身体障害者手帳所持者

（視覚障害4級以上、聴覚障害3級以上、平衡機能障害5級以上、上肢機能障害2級以上、下肢・移動機能障害6級以上、体幹機能障害5級以上、内部の機能障害4級以上）

②療育手帳A所持者

③精神障害者保健福祉手帳1級所持者

④特定疾患医療受給者（小児慢性特定疾患医療受給者を含む）

⑤介護保険要介護1以上の人

⑥妊娠7ヶ月から産後3ヶ月までの人

⑦1年以内の車いす、杖等の補装具等を使用している人

[申請方法]

申請書を窓口に提出。その際、確認書類（上記①②③は障害者手帳、④は特定疾患医療受給者証・小児慢性特定疾患医療受診券、⑤は介護保険被保険者証、⑥は母子健康手帳、⑦は運転免許証等の身分証明書及び診断書）を提示。

※車いす常時利用の身障者で自ら運転する人はあわせて運転免許証の提示が必要。

※代理申請の場合は、代理申請者の身分証明書の提示が必要。

※郵送で申請する場合は、申請書と手帳等の確認書類の写しを県障害者福祉課あてに送付。

[窓口]

県障害者福祉課、各県保健福祉（環境）事務所本庁舎・分庁舎、北九州市各区役所保健福祉課、福岡市各区役所福祉・介護保険課（身体・知的障害者、高齢者、けが人）及び健康課（精神障害者、難病者、妊産婦）

※利用できる駐車場は、福岡県ホームページ等でお知らせしています。

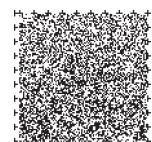
【問合せ先】

福岡県福祉労働部障害者福祉課 社会参加係

〒812-8577

福岡市博多区東公園7-7 TEL 092-643-3264 FAX 092-643-3304

申請書ダウンロード先（福岡県ホームページ）：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>



社会福祉施設を対象とした 防災訓練を実施

福岡県社会福祉協議会では、平成23年12月16日・21日の2日間にかけて、社会福祉施設の防災担当職員を対象とする防災訓練を春日市のクローバープラザで開催しました。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、もし本県で同じような災害が起きた場合、施設利用者の命をどう守るか、また地域の中で、どのような役割を担うべきか等の課題を施設関係者に残しています。

そこで今回の防災訓練では、全

国社会福祉施設経営者協議会

東日本大震災復興対策委員会

現地復興対策本部長の佐々木薫氏

にお越しいただき、東日本大震災における社会福祉施設の被災状況

と災害・復興支援について報告いただくとともに、春日・大野城・那珂川消防組合消防

本部の協力のもと、大

地震を想定した避難誘導訓練と福社避難所運営訓練を行いました。今号では、防災訓練の様子を中心にお伝えします。



【防災訓練の概要】

○避難誘導訓練 △災害の想定▽

福岡県沖を震源とした最大震度6強（マグニチュード7.2）の地震が発生。沿岸部に津波警報が出され、地域一体に避難勧告が発令、20分以内に高台へ避難しなければならない。

△訓練内容▽

施設職員は、利用者を上の階に

○避難誘導する。 △避難所の想定▽

施設は福祉避難所となり、避難勧告が発令された3分後から近隣の住民等が避難してくる。

△訓練内容▽

施設職員は避難者の受付、避難所整備、誘導・配給等を行う。

【避難誘導訓練】

1班は職員役、残りの2班は利用者役となり、避難警報発令後、職員役は下記のながれで20分以内に利用者を上の階に誘導しました。

《避難訓練のながれ》

1 職員役は、誘導する対象者と導線を確認する。

【利用者役と職員役の役割】

寝たきり高齢者役	3名	⇒ 職員2名で誘導
車いす高齢者役	3名	⇒ 職員2名で誘導
視覚障害者役	2名	
聴覚障害者役	2名	⇒ 職員1名で誘導
肢体不自由者役	2名	⇒ 職員1名で誘導
子ども役	2名	⇒ 職員1名で誘導

※視覚・聴覚・肢体不自由者役は、疑似体験セットを着用

2 地震発生・津波警報発令のアナウンスが流れる。

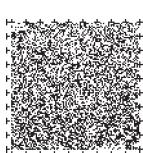
3 職員役は、利用者の誘導を開始。階段での落下物等に気をつけながら上階に誘導する。

【誘導のポイント】

- ①危険物の除去等を行い、避難経路の安全を確保する。
- ②基本的に、自力で動ける人・子どもの誘導を先に行い、その後、寝たきりの人等、重度の人の移動を行う。
- ③おんぶする際、利用者に手を前で組んでもらうと安定し、誘導者が楽になる。
- ④車いすの方を2人で抱える際、掛け声をあわせ、利用者のわきの部分を自分に引き寄せるようにすると安定し、楽になる。(右写真)
- ⑤階段の昇降を安全かつ速やかに行うために、リーダーは、事前に階段の左右の昇降方向を決め、職員に大きな声で指示を出す。
- ⑥視覚障害者を誘導する際は、まめに声かけを行う。
- ⑦避難後、人数の把握に時間をとりがちなので、誰をどこに待機させるか避難ブロックを決めておく。



車いす利用者を抱え避難



【避難所運営訓練】

1班は避難所運営側、残り2班は避難者となり、運営側は下記のながれで避難者の受け入れを行いました。

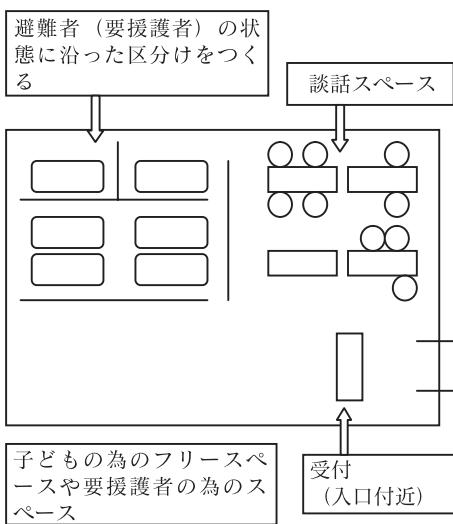
避難所となる施設の部屋の想定は、食堂等の広いスペースであり、地震発生前は利用者数名が談話、スタッフはスタッフミーティングを行っています。避難勧告が出された3分後に、避難所に指定されている施設に地域住民が避難してくることとしました。

《避難所運営訓練のながれ》

運営側の動き

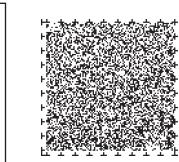
- 1 リーダーを中心に、受付係、避難所整備係、誘導配給係に分かれる。（人数割は自由）
 - ・受付係 ⇒ 受付机、イス、避難者情報記入シート、筆記具を準備。受付時に避難者の必要な情報を聞き取る。
 - ・避難所整備係 ⇒ ベッドや段ボール（避難所用キット）等を使って、施設利用者、避難者（要援護者）、一般避難者が待機しやすいように整備する。
 - ・誘導・配給係 ⇒ 受付が終わった避難者を誘導し、必要な方に避難所（施設）の説明及びバイタルチェックを行う。また、避難者に水等の配給を行う。
- 2 避難者を受け入れる準備（受付や待機場所等の設営）を行う。
- 3 避難者を誘導しながら受付を行う。受付の際は、避難者情報記入シートに、避難者の住所・氏名・年齢・身体的状況や気づいたこと等を記載する。
- 4 受付終了した方から順に声かけで避難所へ誘導する。なお、要援護者は、避難所まで誘導し、必要に応じてバイタルチェックを行う。
- 5 避難者には、必要に応じて、避難所（施設）の説明を行う。
- 6 必要物資を把握する。
- 7 物資（水など）を配給し、配給した物資は数を把握する。

〔福祉避難所設置例〕



〔避難者情報記入シート例〕

避難者情報記入シート				
記入者				
入所年月日	年	月	日()	〒
氏名	年齢	性別	避難状況	住所
世帯主		男・女		電話番号() -
		男・女	家庭の被災状況	全家・半壊・一部壊損
		男・女	断水・停電・ガス停止・電気不通	
		男・女	親族など連絡先	〒
		男・女	避難情報	あなたの家族は全員避難していますか。 イ 全員避難した ロ まだ残っている=どちらですか。 () () () ()
		男・女		
避難状況 詳細				
ア. 当避難所 イ. テント ウ. 緊急宿泊者 エ. 車 オ. 他避難所 カ. その他()				
安否情報				
あなたの愛車は全員乗客が取れましたか。 イ 全員に運転が取れました ロ まだ取れていない=どちらですか。 () () () ()				
ベットの種類(/ 頭)(/ 頭)				
車種() 色() ナンバー()				
置き去り・同行・行方不明				
特別な記述 家族の中に、病気や食事制限など特別な記述を必要とする方がいるなど、注意点を記入				
※ 安否の問い合わせがあった場合、住所、氏名を公表してもよいですか。 はい・いいえ				
退出年月日	年	月	日()	帰宅・他の避難所・親族宅・その他
範囲先	〒		電話番号() -	
備考				



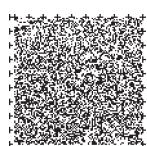
（障害者・高齢者等には、手帳の有無や身体の状況等も聞きとること）

避難者の動き

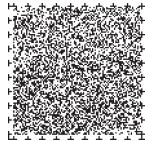
- 1 リーダーを中心に、高齢者役、視覚障害者役、車いす利用者役、車いすを押す施設職員役、妊婦役、子ども役、地域住民役等に分かれる。そのうち数名は、クレーマー役となる。※高齢者役、視覚障害者役は疑似体験セットを着用
- 2 入口から避難者が入ってくる。
- 3 受付で自分の住所・氏名・年齢・身体的状況等、受付係の質問に答え受付を行う。
- 4 受付後、避難所運営側の指示に従い移動・待機する。

【避難所運営のポイント】

- ①避難所の受付や待機場所を施設利用者、要援護者、一般避難者に振り分けて整備すると速やかに対応しやすい。
- ②避難者は、不安があるので、声かけや見守りを行い、サポートする役割も必要である。
- ③時間帯や気候に応じて必要となるものや対応が変わってくるので、日頃からの備えが必要である。
- ④元気で若い人ほど、いい場所をとろうとするので、うまく誘導することが必要である。
- ⑤避難者同士が交流できるスペースをつくる。
- ⑥施設利用者の居住スペースに配慮する。等



※この訓練には、佐々木氏にも参加いただき、ご助言いただきました。



【問合せ先】
福祉施設部 施設課

FAX TEL
092-584-3377

訓練の最後に、春日・大野城。
那珂川消防組合消防本部より「初動は最も大切であり、このようない訓練をすることで、動きが大分変わります。普段から『こういう場合はこうしよう』と考えておくことも必要です。」との助言をいたしました。

また、佐々木氏からは、日頃から施設側の備えとして、「自分たちのほか地域住民等の分も含めた3倍備蓄が必要です」等の経験に基づく助言もいただきました。

少しでも早く被災地が復興できるよう支援するとともに、本県においても、いつ起るかわからぬ災害に備え、今できることを考え、実行する必要性を感じられた訓練でした。

今後、各施設の実情に応じた防災対策の総点検を行うことが必要です。

訓練の最後に、春日・大野城。
那珂川消防組合消防本部より「初動は最も大切であり、このようない訓練をすることで、動きが大分変わります。普段から『こういう場合はこうしよう』と考えておくことも必要です。」との助言をいたしました。

福岡県立太宰府特別支援学校 4月1日開校

● 学校所在地 等

太宰府市大字大佐野557番地1 TEL (092) 924-5055 FAX (092) 924-5089

● 通学区域

筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川町、宇美町、志免町、須恵町
※高等部には通学区域はありません。

● その他

- ・通学方法は、通学バス、自力通学及び保護者の送迎です。
- ・昼食は給食です。
- ・寄宿舎はありません。

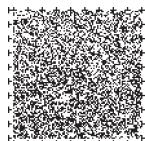
● 教育課程

知的障害教育部門

小学部・中学部	一般学級<知的障害のある児童生徒を対象>	
	I・II課程	(知的障害を対象とする特別支援学校の各教科や各教科等を合わせた指導を中心に行います。) ※児童生徒の実態に応じて、学習グループ等を工夫します。
III課程		(自立活動を中心に、自閉症の特性に応じた指導を行います。)
重複学級<知的障害に他の障害を併せ有する児童生徒を対象>		
高等部	I・V課程	(各教科等を合わせた指導や自立活動を中心に行います。) ※児童生徒の実態に応じて、学習グループ等を工夫します。

肢体力能不自由教育部門

小学部・中学部	一般学級<肢体力能不自由のある児童生徒を対象>	
	A課程	(小・中学校の各教科等を中心に行います。)
重複学級<肢体力能不自由に他の障害を併せ有する児童生徒を対象>		
B課程		(小・中学校及び知的障害を対象とする特別支援学校の各教科等を中心に行います。)
高等部	C課程	(知的障害を対象とする特別支援学校の各教科や各教科等を合わせた指導を中心に行います。)
D課程		(自立活動を中心に行います。)
訪問教育<障害のため通学して教育を受けることが困難な児童生徒を対象>		
E課程		(自立活動を中心に行います。)
Aコース (大学進学コース)	Bコース (職業自立コース)	
Cコース (職業基礎コース)	Dコース (生活技能コース)	
Eコース (生活基礎コース)		



福岡県障害者福祉情報 ハンドブック2012

平成24年
3月発行

発行 福岡県社会福祉協議会(福岡県障害者福祉情報センター)

価格 1部 1,300円(税込) A4版 410頁

★障害者福祉制度・施策を満載

- | | |
|------------|--------------------|
| 1 手帳制度 | 8 就労 |
| 2 保健・医療・衛生 | 9 まちづくり・ボランティア |
| 3 日常生活援助 | 10 住宅 |
| 4 教育・育成 | 11 移動・交通 |
| 5 療育・訓練 | 12 教養・余暇・スポーツ |
| 6 年金・手当 | 13 情報・通信・コミュニケーション |
| 7 税金 | |

★県内における障害福祉サービスの利用状況を掲載

★県内全市町村の実施する地域生活支援事業を網羅

- | | |
|-----------------|--------------------|
| 1 相談支援事業 | 4 移動支援事業 |
| 2 コミュニケーション支援事業 | 5 地域活動支援センター機能強化事業 |
| 3 日常生活用具給付等事業 | 6 その他の事業 |

★共同作業所の活動内容・新事業体系移行状況ほか施設名簿等を掲載

購入を希望の際は、下記申込書に必要事項を記入のうえ、FAXまたは郵送でお申込みください。後日、ハンドブック及び請求書・振込用紙を送付します。
※3月下旬から順次送付

障害者福祉情報ハンドブック2012 申込書			
申込部数	部	×	円 + 送料(実費)が 御請求額になります。
氏名・団体名			担当者名
送付先	〒		
TEL		FAX	
備考			

送 料: 10部まで 320円(九州内)
11部以上及び九州外の送料は、下記へ問い合わせください。

【申し込み・問合わせ先】

福岡県社会福祉協議会 福祉人材・情報部 人材・情報課
〒816-0804 春日市原町3-1-7 クローバープラザ2階
TEL 092-584-3330 FAX 092-584-3319

